

## 議会運営委員会行政視察概要

1 視察月日 平成29年1月24日（火）～1月25日（水）

2 視察先及び視察事項

（1）広島市

- ① 議会の構成について
- ② 議会の役職等について
- ③ 本会議の質疑・質問等について
- ④ 討論について
- ⑤ 議会運営委員会について
- ⑥ 予算審査について
- ⑦ 決算審査について
- ⑧ その他の特別委員会について
- ⑨ 常任委員会について
- ⑩ 請願・陳情の取扱いについて
- ⑪ 議会改革等の各種取組について
- ⑫ 広島豪雨災害発生時の議会対応について

（2）京都市

- ① 議会の構成について
- ② 議会の役職等について
- ③ 本会議の質疑・質問等について
- ④ 討論について
- ⑤ 議会運営委員会について
- ⑥ 予算審査について
- ⑦ 決算審査について
- ⑧ その他の特別委員会について
- ⑨ 常任委員会について
- ⑩ 請願・陳情の取扱いについて
- ⑪ 議会改革等の各種取組について
- ⑫ 政策条例制定への取組について

3 視察委員

委員長	吉	沢	章	子
副委員長	沼	沢	和	明
委員	松	原	成	文
同	橋	本		勝
同	青	木	功	雄
同	花	輪	孝	一
同	吉	岡	俊	祐
同	織	田	勝	久
同	山	田	益	男
同	岩	隈	千	尋
同	市	古	映	美
同	石	田	和	子
同	佐	野	仁	昭

#### 4 視察概要―①

(1) 視察先

広島県広島市

(2) 視察月日

1月24日(火)

(3) 対応者

議会事務局議事課 課長

議会事務局市政調査課 課長

議会事務局総務課 課長



(4) 調査項目

① 議会の構成について

(1) 条例定数 54 人 (平成 26 年 7 月 4 日改正平成 27 年 5 月 2 日任期から)

(2) 会派所属議員数 (平成 28 年 12 月 1 日現在)

自由民主党・保守クラブ	10 人
自由民主党	9 人
公明党	8 人
市政改革・無党派クラブ	8 人
日本共産党	5 人
広島市民クラブ	5 人
市民連合	4 人
自由民主党立風会	3 人
広島維新の会	1 人
広島創生クラブ	1 人

② 議会の役職等について

(1) 正副議長の選出方法

一般選挙後初めて行われる本会議において、投票による選挙により選出している。

(2) 議選監査委員の選出方法

人選については議長に一任することを議会運営委員会で諮っている。

(3) 常任委員会の正副委員長の選出方法

人選については議長に一任することを議会運営委員会で諮っている。

③ 本会議の質疑・質問等について

(1) 形態及び発言時間、回数制限、質問残時間の把握方法

#### ア 代表質問・質疑

代表質問は行っていないが、個人質疑は行っている。

議案が提出される定例会及び臨時会で実施されており、定例会の場合は一般質問3日目の一般質問終了後続けて議案に対する質疑が行われる。発言時間について取り決めたものはないが、概ね1人30分程度で終わっている。回数の制限は設けていない質疑は一括質疑一括答弁方式で行っている。

#### イ 一般質問（個人質問）

一般質問は毎定例会（年4回）実施している。なお、2月定例会においては、当初予算を初めとする新年度関係議案に対する質疑と一般質問をあわせて行い、総括質問と称している。一般質問（総括質問を含む）は、本会議初日から休会日2日をはさみ、2日目から4日目までの3日間で行われており、3日間で概ね11～13人が発言している。

各会派の発言者数は、3人から6人会派の場合は1人、7人から12人会派の場合は2人以内、13人から18人会派の場合3人以内、19人以上の会派の場合は4人以内としている。

ただし、所属議員3人未満の会派についても、議長の許可を得て発言を行うことができるものとしている。

発言時間は原則として最初の質問は30分、再質問は2回まで、時間にして10分を限度としている（答弁時間は含まない）。

質問は一括質問一括答弁方式で行っている。質問残時間は議場前後壁面に設置されたディスプレイに投影している。

発言時間を超過した場合の申し合わせは特にないが、発言時間が終了した場合は議長より注意することとしている。

### (2) 通告方法について

#### ア 代表質問・質疑

議案に対する質疑の通告内容は、議案番号と議案名。通告書提出期限は、議会運営委員会で決定している。（定例会で一般質問3日目の一般質問終了後続けて行う議案に対する質疑の場合、通告書提出期限は2日前）

#### イ 一般質問（個人質問）

通告内容は、質問の要旨。通告書提出期限は、議会運営委員会で決定している。（通告書提出期限は本会議初日）

### ④ 討論について

#### (1) 通告方法について

討論は、討論者の氏名、議案番号と議案名及びその賛否を記載した通告書をあらかじめ議長へ提出。

#### (2) 全会派が賛成または反対している案件についての討論の可否

議員提出の案件で各派共同提案の場合には、討論を省略しているが、その他の場合は、あらかじめ通告書を提出すれば討論を行うことができる。

⑤ 議会運営委員会について

(1) 定数

14人

(2) 任期

1年

(3) 設置根拠

広島市議会委員会条例

(4) 委員及び正副委員長の選出方法

委員は、委員定数（14人）を各交渉団体（所属議員3人以上の会派）の所属議員数によって比例按分し、各交渉団体に割り当てている。算出に当たって、小数点以下の端数が生じたときは、大きい端数の会派から、順次定数に達するまで切り上げる。

ただし、前記算出により、委員が割り当てられないこととなる交渉団体を生じる場合には、当該交渉団体に委員1人を割り当てることとする。

各交渉団体は、割り当てられた人数の委員を議長に推薦することとされ、議長が推薦された委員を指名する。正副委員長の選任は議長に一任することを議会運営委員会で諮っている。

(5) 協議事項の決定方法

条例上採決による決定も可能であるが（平成15年3月3日、会議規則の一部改正案の上程時期について採決例あり）、申し合わせにより、「委員会の決定に当たっては、できるだけ全会一致を目指して協議調整に努めることとし、決定事項については、各会派においてこれを遵守することとする。」としている。

(6) 請願・陳情の付託、審査状況（今期での付託件数及び件名）

ア 請願

なし

イ 陳情

なし

⑥ 予算審査について

(1) 設置時期

2月定例会の4日目の総括質問終了後、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置している。

(2) 正副委員長の選出方法

人選については議長に一任することを議会運営委員会で諮っている。

(3) 審査方法

当初予算を初めとする新年度関係議案を付託し、常任委員会の所管ごとに審査を行っており、消防上下水道関係は1日、他の五つの常任委員会関係は2日ずつ、最後に総括質疑を1日行い、合わせて12日間質疑を行っている。

発言者数に制限はないが、会派人数割による会派持ち時間制を採用している。

発言通告は、各所管関係審査日の2日前（土曜、日曜は期間に算入しない。）の午後5時を締切とし、発言予定時間及び具体的な発言要旨と、会派内の発言順及び発言者もあわせて通告するように求めている。

また質疑の方法は、一括質疑、一問一答など自由としている。

質疑終了後、最終日に討論・採決を行い、本会議では委員長報告を行っている。

## ⑦ 決算審査について

### (1) 設置時期

決算審査を通じて翌年度の予算に反映させることを目的として、平成19年度から、従来、閉会中の11月に行っていた一般会計及び特別会計の決算特別委員会の審査を1カ月前倒しして10月に行うこととし、あわせて、従来、10月に閉会中常任委員会で審査を行っていた企業決算についても決算特別委員会で審査することとした。

企業決算については、従来から9月定例会初日に提出されていたが、一般会計及び特別会計の決算については、従来より1カ月前倒しして9月定例会4日目に追加提出されることになった。

そして、9月定例会最終日の本会議で決算を上程し、市長より説明を行い、議長及び議会選出の監査委員を除く全議員で構成される決算特別委員会を設置・付託し、閉会中の継続審査としている。

### (2) 正副委員長の選出方法

人選については議長に一任することを議会運営委員会で諮っている。

### (3) 審査方法

決算特別委員会では、全委員が出席する全体会議のほか、2つの常任委員で構成する三つの分科会を設置し、常任委員会の所管ごとに審査を行っている。

審査日程は、全体会議1日目に決算概要の説明及び監査審査意見の聴取、分科会の設置、正副主査の選任等を行い、その後全体会議の総括質疑1日と三つの分科会が2日ずつで合わせて7日間質疑を行っている。なお、2つの分科会を同日に開催するため、質疑を行う会議日数は4日間となっている。

また、発言者数・時間に制限はなく、質疑の方法は、一括質疑、一問一答など自由としている。

発言通告は、各審査日の2日前（土曜、日曜は期間に算入しない。）の午後

5時を締切とし、発言予定時間及び具体的な発言要旨を通告するように求めている。

質疑終了後、最終日に分科会報告を受け、討論・採決を行い、本会議では委員長報告を行っている。

#### ⑧ その他の特別委員会について

##### (1) 設置時期

予算・決算特別委員会を除く、他の特別委員会については、各派幹事長会議において、委員会の名称、目的、構成、調査期間等について協議し、通常、議員任期1年目及び3年目の6月定例会において、各派共同提案による発議で、概ね2年を調査期間として、設置している。なお、現在、次の調査特別委員会が設置されている。

調査特別委員会名	定数	設置年月日	調査期限
大都市税財政・地方創生対策特別委員会	14人	27.6.26	29.6.30
都市活性化対策特別委員会	13人	27.6.26	29.6.30
安全・安心まちづくり対策特別委員会	13人	27.6.26	29.6.30
都市魅力づくり対策特別委員会	13人	27.6.26	29.6.30

##### (2) 正副委員長の選出方法

議長が本会議で指名し、選任している。

##### (3) 審査方法

その他の特別委員会では、審査案件を付託しておらず、調査項目について調査研究している。

(一部の特別委員会は、政策提言を行っている。)

#### ⑨ 常任委員会について

##### (1) 常任委員会数（定数）及び各常任委員会開催日数（うち閉会中の開催日数）

平成27年5月～12月実績

常任委員会名	定数	開催日数	うち閉会中開催日数
総務委員会	9人	6回	3回
消防上下水道委員会	9人	6回	3回
文教委員会	9人	6回	3回
経済観光環境委員会	9人	6回	3回
厚生委員会	9人	6回	3回
建設委員会	9人	6回	3回

##### (2) 閉会中の継続審査及び調査について

###### ア 本会議での議決内容

一般選挙後初めて行われる本会議において、常任委員会の所管事務調査

について閉会中継続調査について調査期限を議員の任期満了までとする議決を行っている。

また、定例会において、関係常任委員長より継続審査の申し出があったものについては、「請願・陳情継続審査申出総括表」を議場に配布の上、請願・陳情の閉会中継続審査について、本会議最終日に議決している。

### (3) 請願・陳情の審査

#### ア 請願の審査における紹介議員の趣旨説明

会議規則において、「審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる」との規定があるが、これまで例はない。

#### イ 請願・陳情の審査に当たっての提出者の意見陳述の実施及びその方法 (議会運営委員会決定)

請願について、請願者が初審査時における趣旨説明を行うことを希望する場合には、紹介議員から請願審査所管の委員長に申し出る。

請願者が複数の場合は、代表者1人が行う。委員長は、当該請願審査の冒頭に、趣旨説明者の発言を許すこととし、趣旨説明者は、趣旨説明の前に、住所、氏名(団体名)を名乗った上で、発言時間は原則5分程度とする。

陳情については、趣旨説明の機会は設けていない。

### (4) 傍聴者への資料提供について

従来から、委員会資料を提供している。

## ⑩ 請願・陳情の取扱いについて

### (1) 平成27年の受理件数(平成27年5月～12月受理分)

請願 14件

陳情 54件※うち、委員会付託件数 28件

### (2) 平成27年の処理状況(平成27年5月～12月受理分)

請願(継続審査 12件、取下げ 2件)

陳情(採択 1件、継続審査 27件)

### (3) 請願と陳情の取扱いの差異

請願・陳情審査要綱において、次のとおり定めている。

議長は、陳情でその内容が請願に適合するものは、請願の例により処理し、議長において必要と認めたもののみ、委員会に付託する。ただし、次に掲げるものは委員会に付託せず、議員に陳情文書表を配布するにとどめる。

1) 郵送により提出されたもの

2) 代表者が市内に住所(団体の場合は所在地)がないもの

3) 陳情の内容が

ア 市の所管外のもの

イ 決議や意見書の提出を求めるもの



ウ 議会に直接関係する内容のもの

#### 4) 委員会付託の希望がないもの

また、請願については、初審査時において請願者が趣旨説明を希望する場合は、委員長に申し出て、これを行うとともに、理事者から現況説明の聴取を行うこととしているが、陳情の場合は、陳情者の趣旨説明や理事者からの現況説明の聴取は原則として行わないこととしている。

#### (4) 付託の時期

開会中、閉会中を問わず受理している。なお、会期中の常任委員会で審査する請願・陳情書の提出期限は、常任委員会審査の第一日目の3日前（ただし、土、日、祝日を除く）としている。

議長は、請願を受理したときは、直ちに関係委員会に付託することとしている、陳情についても、付託しないものを除き同様である。

#### (5) 審査方法

委員会は、請願が付託されたときは、速やかに審査を始めることとしており（陳情も同様）、原則として請願・陳情が付託された後、直近の委員会で審査を行うこととしている。

審査方法は、請願の場合、初審査時において、請願者から趣旨説明の申出があれば、これを行い、次に理事者からの現況説明を聴取の上、理事者に対する質疑、意見に入る（ただし、陳情の場合は、陳情者の趣旨説明や理事者からの現況説明の聴取は原則として行わない。）。

請願・陳情とも委員会において結論を出すときは、採択又は不採択と決定し、審査報告書の提出を経て本会議に上程し（審査報告書の写しを議席に配付）、委員長報告は省略し、討論を経て結論を出している。

#### (6) 分割付託

##### ア 会議規則

広島市議会会議規則第84条第3項で、「請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。」と規定している。

##### イ 分割付託

請願内容が複数項目あり、2以上の委員会の所管に属する場合は項目ごとに分割付託している。

##### ウ 採決

一つの委員会に付託された請願・陳情の内容が複数項目ある場合において、一部（部分）採決は行っていない。

##### エ 陳情の分割付託

請願と同様に、陳情内容が複数項目あり、2以上の委員会の所管に属する場合は項目ごとに分割付託している。一部（部分）採決はしていない。

## (7) 個人情報の取扱い

請願書・陳情書及び請願陳情文書表に記載されている個人情報については、本市の情報公開条例の解釈及び運用基準において、議会に対する請願については、「公にすることについて、本人が同意していると認められる情報」として、個人情報として不開示すべきものの適用対象外としている。

ただし、ホームページ上に掲載している請願文書表及び陳情文書表については、提出者の住所・氏名は公開しない取扱いとしている。

### ⑪ 議会改革等の各種取組について

広島市議会においては、所属議員 3 人以上の会派から選出された委員 14 人で構成される議会改革推進会議を平成 23 年 6 月 30 日に設置した。

平成 27 年 5 月 1 日までの前期においては、27 回の会議を開催しており、主要な取組は次のとおり。

#### 【結論が出た項目】

##### ア 議場への国旗等の掲揚

国旗、市旗を掲揚

##### イ インターネットによる議会中継の実施（決算特別委員会全体会議の生中継）

決算特別委員会全体会議の生中継

全体会議の録画中継を実施

予算特別委員会及び決算特別委員会

##### ウ 議会棟の喫煙

分煙を徹底するため、1 階ロビーの喫煙コーナーを喫煙室として個室化する。議場及び予算特別委員会開催時の向かいの部屋は禁煙とする。

※喫煙室個室化に係る予算は、同予算を削除する修正案が可決、後に喫煙コーナーも撤去

##### エ クールビズのあり方の検討（議場での夏のネクタイ着用など）

現行どおり

本会議場：ネクタイ着用、温度調整に伴い上着をとることは差し支えない。

委員会室：ノーネクタイとすることができる。上着を着用しなくてもよい。

##### オ 海外行政視察の見直し

現行どおり（任期中 1 人 1 回、旅費限度額 1 人 80 万円）

##### カ 議長選挙に係る所信表明の継続

議長選挙は所信表明を実施する。副議長選挙は所信表明を実施しない。

##### キ 傍聴規則の見直し

本会議傍聴規則改正及び同規則施行要領の制定並びに委員会傍聴要領

の制定

ク 委員会会議録等の市議会ホームページでの公開

委員会会議録及び録音音声を市議会ホームページで公開

ケ 一般質問発言者数の見直し、答弁時間の設定

現行どおり

発言者数：会派人数割

最初の質問：30分

再質問：2回、10分程度を限度（答弁時間は含まない）

コ 賛否態度の公開

公開する

公開の区分：会派別

公開の媒体：広報紙及びホームページ

賛否態度確認時期：採決後

賛否態度確認方法：事務局が幹事長へ確認

サ 聴覚障害者の傍聴

本会議及び委員会の傍聴に際し、手話通訳者等を派遣手配

シ 海外行政視察報告書のホームページへの掲載

海外行政視察報告書をホームページで公開

ス 本会議での一問一答方式

現行どおり一括質問とし、一問一答方式は導入しない。

理事者の答弁順を建制順から質問順に改める。（詳細は議会運営委員会で決定）

セ 議場への大型スクリーン設置

全員協議会室へディスプレイ（47型液晶ディスプレイ2台）を設置

ソ 災害発生時における市議会の対応

「広島市議会における災害発生時の対応要領」を策定

タ 政務活動費の公開

政務活動費収支報告書及び領収証書等の議事堂での閲覧の実施

政務活動費収支報告書のホームページでの公開

【結論が出なかった項目】

- ・議員報酬の見直し
- ・費用弁償の見直し
- ・議員定数の見直し

※今期においても、議会改革推進会議を設置（平成27年6月10日）し、常任委員会の活性化など、会派から提案のあった各種項目について、協議・検討している。（「改革検討項目検討スケジュール」参照）

(2) 議員提案による政策的条例案の取組

過去5年間では、平成28年9月に開催された定例会において、「広島市ばい捨て等の防止に関する条例の一部を改正する条例」が提出された。

(3) その他の取組

「議会改革推進会議の取組以外の議会改革」参照

⑫ 広島豪雨災害発生時の議会対応について

平成26年8月20日

- ・広島市災害対策本部本部員会議に本部員である事務局長が出席（以後、同会議に出席し、対応状況を各議員に情報提供）

平成26年8月21日

- ・議長、副議長が被災地を視察
- ・各派幹事長会議を開き、市長への申し入れ及び全員協議会の開会を決定
- ・各派幹事長会議後、市長に対し「豪雨災害に対する申し入れ」を行った。  
（申し入れの内容）

- ・行方不明者の一刻も早い救出を行うこと
- ・被災者に対する生活支援のための措置を講ずること
- ・当面の災害復旧のため、既定予算や予備費による対応、そしてそれ以上に予算不足がある場合は専決処分も含めた迅速な対応を行うこと
- ・民有地内の土砂等の撤去についても、必要な措置を講ずること
- ・災害復旧事業に必要な資機材の確保のため、必要な措置を講ずること  
など

平成26年8月25日

- ・議長が、県知事、県議会議長、市長とともに、内閣総理大臣に、豪雨災害による早期復旧等について、特段の措置を講じるよう要望書を提出

平成26年8月26日

- ・各派幹事長会議を開き、8月28日開会の全員協議会の運営について協議

平成26年8月27日

- ・議長、副議長が災害現場等を視察し、避難所を慰問

平成26年8月28日

- ・全員協議会を開き、8月27日現在の執行部側の対応状況について報告を受けた後、各議員から被災地の現状を伝え、要望等を行った。

平成26年9月17日

- ・豪雨災害後初めてとなる本会議を開会、災害関連予算等を上程

平成26年9月20日

- ・「平成26年8月豪雨災害県市合同追悼献花」が実施され、議長、副議長、議員が献花を行った。

平成26年9月30日

平成26年第3回定例会において、豪雨災害に係る約257億7,000万円の

補正予算案を承認・可決

- ・「平成 26 年 8 月 19 日からの豪雨災害対策に関する意見書案」と「8 月 19 日からの豪雨災害対策の推進に関する決議案」を可決

平成 26 年 12 月 2 日

- ・全員協議会を開き、8.20 豪雨災害における避難対策等検証部会の中間報告について市から報告を受け、初動対応などについて質疑、要望等を行った。

平成 26 年 12 月 18 日

- ・平成 26 年第 5 回定例会において、豪雨災害に係る約 14 億 5,000 万円の補正予算を可決

平成 27 年 1 月 22 日

- ・全員協議会を開き、8.20 豪雨災害における避難対策等検証部会の最終報告について市から報告を受け、検証結果の内容やそれに対する市の認識などについて質疑、要望等を行った。

豪雨災害の経験を踏まえて、「広島市議会における災害発生時の対応要領」を制定している。(平成 27 年 4 月 1 日施行)

#### (5) 質疑概要主な質疑内容等

##### ① 政務活動費について

Q 収支報告書のホームページ公開について

A 世論の高まりを受け検討を行った結果、平成 26 年度以降の収支報告書を市議会ホームページで公開することとし、平成 28 年度分以降については個々の領収書も併せてホームページ上に掲載することに決定した。平成 27 年 6 月 30 日から公開を開始している。

Q 収支報告書等のホームページ公開に係る事務作業や費用の増加について

A これまでも実施していた各会派からの領収書受領・確認、個人情報のマスキングに加え、一月当たり約 8,000 枚程度提出される領収書の PDF 化及びホームページへの掲載等の作業が増加となった。作業に要する期間としては 1 週間程度を見込んでいるが、特に予算措置等を行っていない。

##### ② 特別委員会について

Q 特別委員会と常任委員会のすみ分けについて

A 特別委員会と常任委員会で所管事項が重複する場合、特別委員会における取扱いを優先している。特別委員会と常任委員会の両方に関係する所管事務調査(報告)がある場合、特別委員会に報告を行い、常任委員会には報告を行わない。ただし、議案については特別委員会には付託せず、常任委員会への付託となる。また、特別委員会への報告事項については委員会報告後、委員会資料を他の全議員に配付している。

③ 請願・陳情について

Q 請願・陳情の取扱いについて

A 受理件数は比較的多いと思われる。原則として開会中の常任委員会において審査しており、閉会中に審査することはほとんどない。継続審査のまま審議未了となるものが多く、常任委員会の日数を増やして審査の機会を増やすべきとの意見もあるが、合意には至っていない状況である。なお、請願・陳情審査要綱を定めており、規定された条件（郵送のものや、議会に直接関係する内容のものなど）に該当する陳情は委員会に付託せず、陳情文書表の配付にとどめている。平成27年5月から12月までに提出された陳情54件のうち、委員会付託された陳情は28件である（うち27件が継続審査）。

④ 災害発生時の議会対応について

Q 市議会災害対応連絡会議と市災害対策本部との連携について

A 議会改革推進会議において慎重に協議を重ね、災害が発生した際に議員の被災地における活動を妨げることなく、かつ情報共有を円滑に行えるよう、市災害対策本部の構成員には議員を含まず、市議会災害対応連絡会議と連携して連絡調整を行えるような形態とした。

Q 災害対応要領について

A 平成26年8月に発生した広島豪雨災害に際し、広島市議会において国に対する要望行動の実施や復興関係の補正予算審議など、災害対策に係る迅速な対応を進めるとともに、議会改革推進会議において、災害発生時の対応要領を策定した。平成27年4月1日から施行して以降、大雨による避難勧告発令などの例はあったが、当該要領の適用実績は現在のところはない。

⑤ 他都市視察について

Q 海外視察について

A 視察団を会派単位で構成するのが基本であり、費用は1人当たり80万円支給される。平成19年には政務活動費（政務調査費）による海外視察を議決した例もある。

#### 4 視察概要一②

(1) 視察先

京都府京都市

(2) 視察月日

1月25日(水)

(3) 対応者

市会改革推進委員会 委員長 寺田 一博議員(自民党)

※「⑩議会改革等の各種取組について」及び「⑫政策条例制定への取組について」に関する対応(説明及び質疑応答)

市会事務局議事課 課長

市会事務局調査課 課長

市会事務局調査課 広報担当課長



(4) 調査項目

① 議会の構成について

(1) 条例定数

67人(平成26年3月17日改正)

(2) 会派所属議員数

自由民主党京都市会議員団	20人
日本共産党京都市会議員団	18人
公明党京都市会議員団	11人
民進党京都市会議員団	7人
日本維新の会・無所属京都市会議員団	4人
地域政党京都党市会議員団	4人
無所属	3人

② 議会の役職等について

(1) 正副議長の選出方法

投票による。

(2) 議選監査委員の選出方法

市会運営委員会理事会での協議の状況を踏まえ、市長から選任議案が提出される。

(3) 常任委員会の正副委員長の選出方法

毎年、委員の任期満了を迎える2月市会中において、委員長ポスト5、副委員長ポスト10を各会派所属議員数に応じてそれぞれ比例配分し、新たな委員選任後の第1回委員会において互選する。

③ 本会議の質疑・質問等について

(1) 形態及び発言時間、回数制限、質問残時間の把握方法

ア 代表質問・質疑

【代表質問】

○形態

市政全般に対し、会派の代表制により行う（5月市会、9月市会、11月市会）。

方式は一括質疑一括答弁又は分割方式の選択制

○発言時間

（9月市会）

交渉会派：基本時間 19 分+4 分×議員数

非交渉会派：7.5 分×議員数

（5月市会、11月市会）

交渉会派：基本時間 4 分+2.5 分×議員数

○回数制限

特に議長の許可を得た場合を除き、2回まで（分割方式を選択した場合を除く）。

○残時間の把握方法

演壇及び事務局席に残時間表示器を設置している。

発言時間が超過した場合、議長の議事整理権の範囲で措置する。

【代表質疑】

○形態

当初予算及び関連議案に対し、会派代表制により行う（2月市会）。

方式は一括質疑一括答弁又は分割方式の選択制。

○発言時間

交渉会派：基本時間 19 分+4 分×議員数

非交渉会派：7.5 分×議員数

○回数制限

特に議長の許可を得た場合を除き、同一議員につき同一議題について2回まで（分割方式を選択した場合を除く）。

○残時間の把握方法

演壇及び事務局席に残時間表示器を設置している。

発言時間が超過した場合、議長の議事整理権の範囲で措置する。

イ 一般質問（個人質問）

本市会では個人質問は行っていない。

(2) 通告方法について

ア 代表質問・質疑



### 【代表質問】

質問は質問通告書による。

通告期限は、質問を行う本会議について協議を行う市会運営委員会まで。

要旨は「市政一般について」という記載で可としている。

### 【代表質疑】

質疑は発言通告書による。

通告期限は、質疑を行う本会議について協議を行う市会運営委員会まで。

要旨は「議第〇号、平成〇年度京都市一般会計予算及び関連議案について」でよく、他の案件の場合もこの例によっている。

### イ 一般質問（個人質問）

本市会では個人質問は行っていない。

### ④ 討論について

#### (1) 通告方法について

発言通告書による。

#### (2) 全会派が賛成または反対している案件についての討論の可否

可（通告時点又は表決時点では他会派の態度は判明していない）。

### ⑤ 議会運営委員会について

#### (1) 定数

15人

#### (2) 任期

選任の日から翌年に設ける当初予算に係る審議期間の最後に関開く会議の日まで。

#### (3) 設置根拠

京都市会委員会条例

#### (4) 委員及び正副委員長の選出方法

委員：交渉会派所属議員数による比例配分

委員長（1名）：最大会派

副委員長（3名）：第2会派から第4会派まで各1名ずつ

#### (5) 協議事項の決定方法

地方自治法及び委員会条例に基づく組織であり、他の委員会と同様、過半数議決。

なお、その組織の特性に鑑み、「各会派の意見を相互に尊重し協議を進めるとともに、決定事項については、各会派においてこれを尊重する義務を負うものとする。」（市会運営委員会要綱5）と規定されている。

#### (6) 請願・陳情の付託、審査状況（今期での付託件数及び件名）

所管の常任委員会に付託することとしている。

⑥ 予算審査について

(1) 設置時期

予算議案提出のつど、全議員を委員とする予算特別委員会を設置し、これに付託する。

(2) 正副委員長の選出方法

委員長：最大会派

副委員長（6名）

各会派所属議員数により比例配分し、委員会において互選

(3) 審査方法

正副委員長の互選の後、当初予算審査においては、3分科会を設置のうえ、各分科会局別質疑（6日間）、市長総括質疑（2日間）を行い、最後に討論終了の委員会（1日間）を開会し、可否を決定する。

⑦ 決算審査について

(1) 設置時期

9月市会において決算議案が提出された場合に、全議員を委員とする決算特別委員会を設置し、これに付託する。

(2) 正副委員長の選出方法

委員長：最大会派

副委員長（6名）：各会派所属議員数により比例配分し、委員会において互選

(3) 審査方法

正副委員長の互選の後、3分科会を設置のうえ、書類調査（1日間）、各分科会局別質疑（6日間）、市長総括質疑（2日間）を行い、最後に討論終了の委員会（1日間）を開会し、可否を決定する。

⑧ その他の特別委員会について

(1) 設置時期

(2) 正副委員長の選出方法

(3) 審査方法

常任委員会活性化の観点から必要に応じて設置することとしている。

⑨ 常任委員会について

(1) 常任委員会数（定数）

①経済総務委員会	13人
②くらし環境委員会	13人
③教育福祉委員会	14人
④まちづくり委員会	14人
⑤交通水道消防委員会	14人

(2) 各常任委員会開催日数（うち閉会中の開催日数平成 27 年実績）

- |            |      |
|------------|------|
| ①経済総務委員会   | 19 回 |
| ②くらし環境委員会  | 19 回 |
| ③教育福祉委員会   | 19 回 |
| ④まちづくり委員会  | 21 回 |
| ⑤交通水道消防委員会 | 16 回 |

※本市会では 1 会期制を導入し、常任委員会は会期中に行うこととしているため、閉会中の開催実績はない。

(3) 閉会中の継続審査及び調査について

- ア 本会議での議決内容  
請願・陳情及び所管事務全般

(4) 請願・陳情の審査

- ア 請願の審査における紹介議員の趣旨説明  
会議規則の規定に基づき、積極的に行われている。
- イ 請願・陳情の審査に当たっての提出者の意見陳述の実施及びその方法  
委員会に諮って決定する（近年、実施例はない）。

(5) 傍聴者への資料提供について

市政記者等には委員と同じ資料を配布している。  
モニター視聴者には、当日の案件名を記載した資料を配布するとともに、  
モニター視聴室及び市会図書・情報室に委員会配布資料を配架している。

⑩ 請願・陳情の取扱いについて

(1) 平成 27 年の受理件数（平成 27 年 5 月～）

請願 19 件  
陳情 21 件

(2) 平成 27 年の処理状況

請願  
（採択 0 件、不採択 14 件、継続審査 15 件、取下げ 1 件）

(3) 請願と陳情の取扱いの差異

陳情は結果を出さず、縦続審査も行わない。

(4) 付託の時期

議長は、本会議において請願文書表を配布するとともに、所管の常任委員会に付託する。

(5) 審査方法

付託された常任委員会において、紹介議員の趣旨説明（申出があれば）、理事者説明の後、質疑を行い、取扱いを決定する。

委員会において採択又は不採択の結論が出た場合には、委員長は委員会報告書をもって議長に報告する。

(6) 分割付託

主たる委員会に付託する。

(7) 個人情報の取扱い

請願代表者・陳情代表者については記載している。

(5) 質疑概要主な質疑内容等

① 市会改革推進委員会の取組について

Q 委員会の運営について

A 各会派に均等に意見を聞くというようなことはしておらず、挙手した委員にしか発言を許していない。どの会派の発言であっても平等に取り扱い、異議が出ない意見については合意したものとみなし進行することとしている。また、多数決には極力頼らず、徹底的に議論することとしており、どうしても意見が合わなければその両論をもって委員会の結論としている。

Q 通年議会の導入経過及び理由について

A 平成23年度から市会改革推進委員会における協議で方向性を確認した後に、議論の場を市会運営委員会に移し、具体的な運営方法等について議論を重ねてきた。平成26年第2回定例会において条例を改正し、平成26年度から通年議会の実施を開始した。京都市会では常任委員会などの活動が事実上通年で行われており、市民に認識してもらう必要性を強く感じていたことが導入の大きな理由である。

Q 通年議会の導入に係る市民への説明及び導入後の状況変化について

A 通年議会の導入に際し、「ドアを開け閉めするのではなく、一年中ドアを開けているイメージ」と説明している。通年議会の導入により、それまでの議会活動から大きく外れることのないよう意識して検討を進めてきたところであり、導入前と比較して、活動が大きく変化したような印象はない。他都市視察等についても、事前の日程調整により問題なく実施できており、導入前とほぼ同様の活動ができていると思われる。

Q 通年議会における請願・陳情の取扱い及び専決処分の対応について

A 請願・陳情については、前回の集中審議期間において結論が出たものと同様の内容であっても、次の集中審議期間までにある程度の状況の変化があったものとみなし、改めて審査を実施するものもある。あくまで請願・陳情の内容による。また、本市の通年議会は4月26日から3月24日までの概ね1年間であり、閉会中の3月25日から4月25日までの1か月間については、専決処分を行った例がある。基本的に会期の決定の際に、必要に応じて会期延長などの対応を行うことについて確認している状況である。

Q 通年議会の導入による議員の政務活動への影響について

A これまで主に閉会中に行っていた議員個人の地域における政務活動等につ

いて、通年議会の導入後もこれまでと同様に実施しているが、特に大きな状況の変化はない。

Q 議会報告会に係る取組について

A 平成26年10月28日に、議会報告会の試行実施を行った。本市には8,000人を超える市政協力委員がおり、議会報告会の開催の際にはこの市政協力委員の各区代表者を通して参加者を募ったところであるが、報告会当日の参加者は141名に留まった。本市の人口規模（約147万人）を考慮すると、少々課題が残る結果であったと感じている。

Q 議会報告会の今後の実施予定について

A 議会報告会について、他都市視察による調査等も行ってきたところであるが、効果的に実施している都市は意外と少ないものと思われる。比較的小規模な都市においては効果も期待できるが、政令市では難しいのではないかと考えている。京都市会全体としての実施については方法等について検討中であるが、個人・会派による議会報告会は積極的に行っていくことを確認している。

Q 議会広報について

A 市会だよりを年間で7回発行している。そのうち4回は集中審議期間の議論を伝える内容となっており、質問項目や答弁内容、議決された議案について掲載している。残り3回は議会の仕組みや活動を分かりやすく伝えるため、漫画やインタビュー記事などを活用して紙面を構成している。

② 政策条例制定の取組について

Q 政策条例の制定について

A 基本的に「行政が制定しづらいもの」を考えていこう、という意識がある。また、予算に影響があるものについてはより慎重に検討を進めている。政策条例については、議会の重要な機能であるチェック機能が働かないというデメリットがあるため、全議員が提案したものを誰がチェックするのかという懸念があることも考慮に入れなければならない。政策条例の内容についても、市長の考えに沿う内容である場合に、市民から批判を受けることのないよう広報についても力を入れる必要がある。

Q 具体的な政策条例の例について

A 「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」は、当時上映されていたアニメ映画「聲（こえ）の形」とのコラボレーションを計画し、条例制定に関する動画を作成して映画上映の前に流してもらうことで、条例の認知度の向上を図ってきた。「京都市清酒の普及の促進に関する条例」は、いわゆる乾杯条例の先駆けとも言われるが、京都市の伝統産業品である清酒を取り上げ、伝統を重んじ日本文化への理解を促進するという考えに基づいたものである。「京都市自転車安心安全条例」は、当時京都府にも条例制定の

動きがあり、二重行政解消の考えに基づき自民党が反対のまま賛成多数で可決されたが、結果的に京都府の条例制定が遅れたため、非常に重要な条例となった。

③ 政務活動費について

Q 領収書等のホームページ公開について

A 領収書のPDF化などについて、それほど多くの労力や費用はかからないものと見込み、実施に踏み切った。京都市会では家族への政務活動費の支出を認めているため、より適切な運用を行わなければならないと認識している。

④ 本会議における質問・質疑について

Q 一般質問について

A 京都市会においては、代表質問・代表質疑以外の一般質問（個人質問）は行っていない。過去に無所属議員から、質問の機会を与えてほしい旨の申し出があり、市会運営委員会で協議の上、10分の質問を認めた例が1度だけある。（通常、代表質問はテレビで中継されるが、当該個人質問はテレビ中継時間外に行われた。）

⑤ 常任委員会について

Q 常任委員会における質問について

A 常任委員会では「一般質問」と称して、委員会当日の日程事項に限らず、出席理事者の所管事項全般にわたり、自由に質問する機会を設けている。

Q 年間テーマの設定について

A 平成23年度の市会改革推進委員会において、委員会から執行機関への政策提案について検討し、常任委員会で検討が必要なテーマがあれば、必要に応じてテーマに基づき調査研究を行うことが確認された。直近の例では、平成28年度の経済総務委員会において、文化庁の京都移転及び防災に関する取組を年間テーマに設定し、省庁移転に関する視察調査として韓国の世宗特別自治市への委員会視察を実施している。